

情報通信技術(IT)の利活用に関する制度整備検討会
中間整理【抜粋版】について
～制度整備の基本的な方向性～



平成27年12月21日
内閣官房IT総合戦略室

[参考]情報の円滑な流通等の促進に向けた制度整備関連の記載

『日本再興戦略』改訂2015－未来への投資・生産性革命－（平成27年6月30日閣議決定）

iii) 情報の円滑な流通やビジネスモデルの変革等の促進に向けた制度整備

マイナンバー制度の運用開始、パーソナルデータに関する法律の見直し等により、IT利活用の基盤が整いつつある中、IT利活用による、生活や経済活動における安全・安心と利便性や真の豊かさを、国民が実感できるようにするため、従来の対面・書面原則を転換し、電磁的処理及び情報の高度な流通性の確保等を基本原則とし、以下の事項等について検討を行い、次期通常国会から順次、必要な法制上の措置等を講ずる。

- ・ 安全・安心な情報の流通を担う代理機関(仮称)の創設
- ・ マイナンバー制度等を活用した各ライフイベントに応じた申請等の電子化・ワンストップ化
- ・ 個別法令で規定されている申請等の手続のオンライン化
- ・ 企業のサイバーセキュリティ経営の促進
- ・ データを活用した新たなビジネスモデルを創出する企業のチャレンジを促進する環境整備
- ・ シェアリングエコノミー等の新たな市場の活性化 等

iv) IT利活用の更なる促進

⑥ パーソナルデータの利用環境整備

(中略)

また、例えば、医療・健康分野などの各種データについて、本人同意に基づき個人の情報を収集・管理し、各種サービス事業者や研究機関による各種サービスの質の向上等につなげるために、収集手続の簡略化を許すとともに、代理機関(仮称)の設置について検討し、次期通常国会を目的に必要な法制上の措置を講ずる。

世界最先端IT国家創造宣言（平成27年6月30日閣議決定）

(1) 新たなIT利活用環境の整備

マイナンバー制度やパーソナルデータに関する法律の見直し等により、様々な分野において「IT利活用基盤」が整いつつある中、これらの基盤を最大限に活用し、生活のあらゆる場面におけるIT利活用をより一層加速させるため、現状の枠組みの抜本的な見直しを図り、国民生活の安全・安心・公平・豊かさの実現と産業振興を推進する。そのため、電子的処理や情報の高度な流通性の確保等を基本原則としつつ、安全・安心に情報の流通を担う代理機関(仮称)の創設、マイナンバー制度等を活用した各ライフイベントに応じた申請等の手続の電子化・ワンストップ化、シェアリングエコノミー等の新たな市場を活性化させるための措置について検討を行い、次期通常国会から順次、必要な法制上の措置等を講ずる。

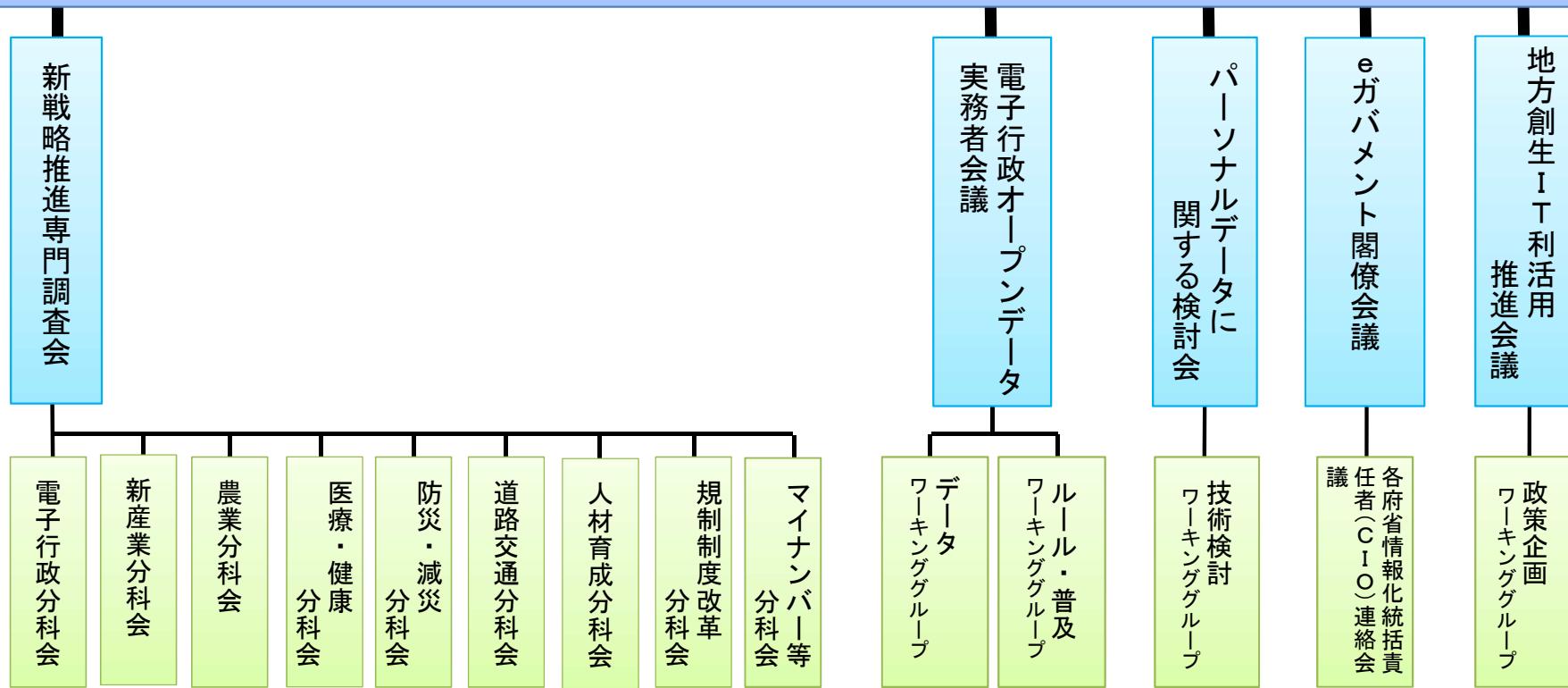
[参考]情報通信技術(IT)の利活用に関する制度整備検討会の概要

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）

本部長：内閣総理大臣

副本部長：情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣

本部長・副本部長を除く全国務大臣、内閣情報通信政策監及び有識者（10名以内）



急速な少子高齢化の進展等の我が国が直面する課題解決に資する情報通信技術(IT)の利活用のための制度整備を検討する。

情報通信技術(IT)の利活用に関する制度整備検討会

★ 中間整理を取りまとめ(12月10日)

パブリックコメント実施中(～28年1月12日)

ITを利活用した情報流通の円滑化に関する制度整備の検討の背景

中間整理より抜粋

検討の背景

【近年のIT利活用を巡る環境の変化】

- スマートフォンの普及により、ITが消費者の「手のひら」に
- SNS・モバイル通信や光ファイバなど、ブロードバンド環境の整備が進展
- IoT、ビッグデータ、AI(Artificial Intelligence：人工知能)など、情報の分析・活用技術が進展
- マイナンバー制度、個人情報保護法改正等の制度整備（匿名加工情報に関する加工方法や取扱い等）
- サイバーセキュリティ即応体制の向上
- 業務改革を踏まえた政府情報システムの統廃合とクラウド化等の推進
（運用コスト27%削減（2021年度の現時点目途）、政府情報システム数63%削減（2018年度の現時点見込））等

このような中

- ◎ IoT、ビッグデータ、AI時代において、**IT利活用による情報流通の更なる円滑化を図ることは、急速な少子高齢化の進展等の諸課題の解決に有効であり、我が国の成長戦略の大きな柱の一つ。**
- ◎ このような観点から、**世界最先端IT国家創造宣言（H27.6.30閣議決定）、日本再興戦略改訂2015（同日閣議決定）において、IT利活用による円滑な情報流通やそれに伴うビジネスモデルの変革等の促進に向けた制度整備について検討を行い、次期通常国会から順次、必要な法制上の措置等を講ずることが、成長の鍵となる施策として盛り込まれたところ。**

そこで

IT総合戦略本部規制制度改革分科会の下に、『情報通信技術（IT）の利活用に関する制度整備検討会』を立ち上げ、制度整備を検討

制度整備に向けた検討事項

- ① あらゆる分野でITを利活用した情報の流通を促進するスピードのある施策の効果的・継続的な推進の制度化の検討
(スパイラルアップ)
- ② 近年、ネットワーク上の多様かつ大量の情報を活用して社会課題の解決等を図る新たなビジネスや取組が見られるところ、特に、法的な整備が求められている以下の項目について、重点的に検討
 - ア. 安全・安心にITを活用して情報を共有・利用する事業の円滑化（代理機関（仮称））
健康寿命の延伸や医療の質の向上、社会保障の重点化・効率化、交通事故・災害防止等を図る観点から、IT利活用を通じた、個人情報を含む多様かつ大量の情報の適切かつ効率的な収集、整理、分析及び安全な管理による我が国が抱える諸課題の解決を期待
 - イ. IT利活用を行う新たなサービス（シェアリングエコノミー）の適正な事業運営の確保
いわゆる「民泊」に代表されるように、シェアリングエコノミーサービスにおいては、遊休資産を活用して不特定多数の一般個人によりサービスが提供されるため、行政によるサービス提供状況の把握が困難な状況。サービス提供における情報の非対称性や外部不経済等の問題の発生等、これらの課題に適切に対応し、利用者が安心して利用し、IT利活用の利便性を享受できる新規サービス等の出現を期待



I T利活用による情報流通の円滑化に向けた法制度整備に向けて検討

IT活用による情報流通の円滑化を推進する制度のあり方

中間整理より抜粋

制度のあり方（総合的な計画の策定）

- 急速な少子高齢化の進展等、我が国が抱える諸課題の解決に向け、IT活用による情報流通の円滑化を官民一体となつて推進するためには、総合的な計画を策定することが必要。
- その計画の実効性を確保するため、きめ細かいPDCAサイクルを通じた施策の着実かつ効果的・継続的な推進（スパイラルアップ）が必要。

計画の内容

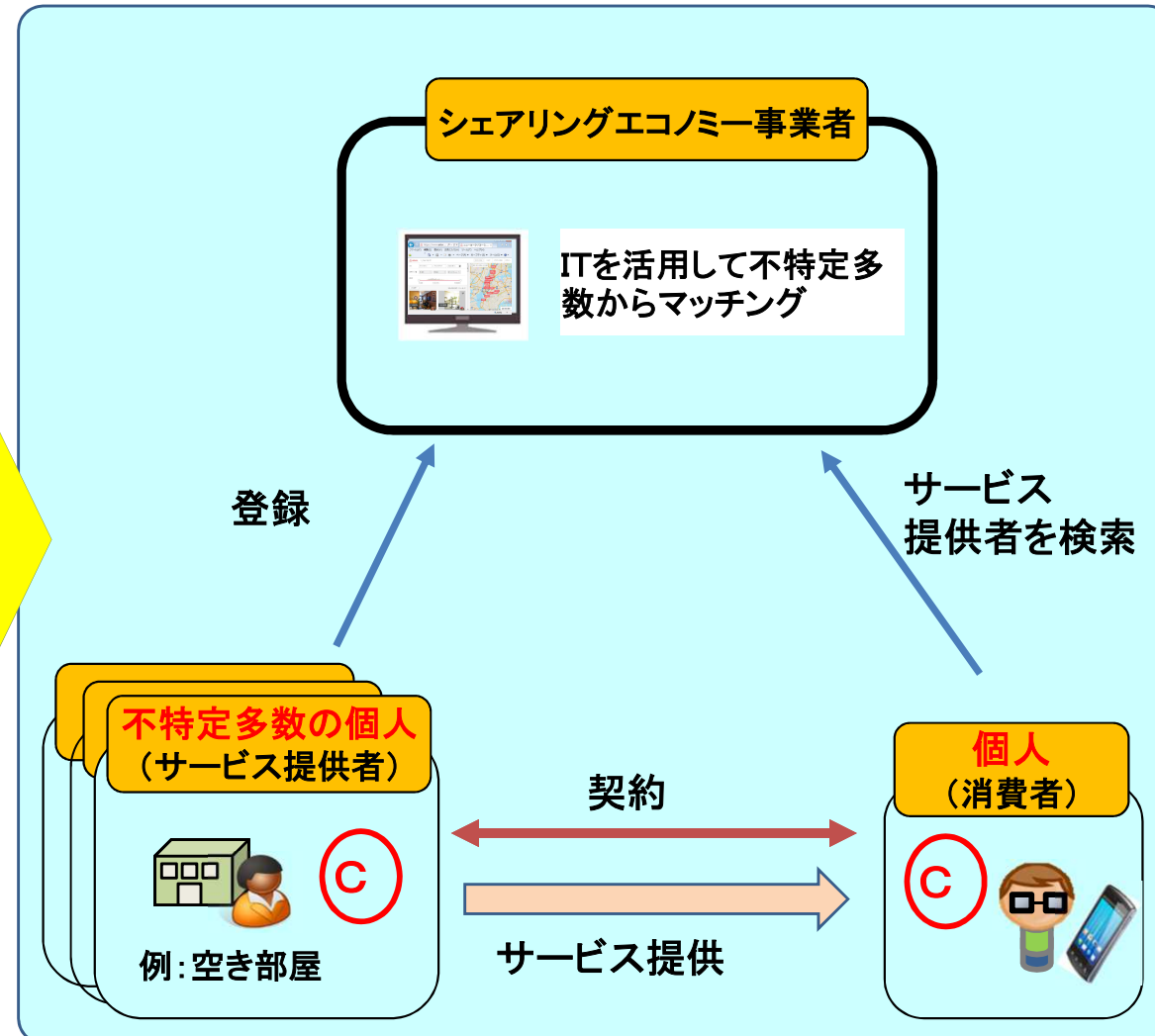
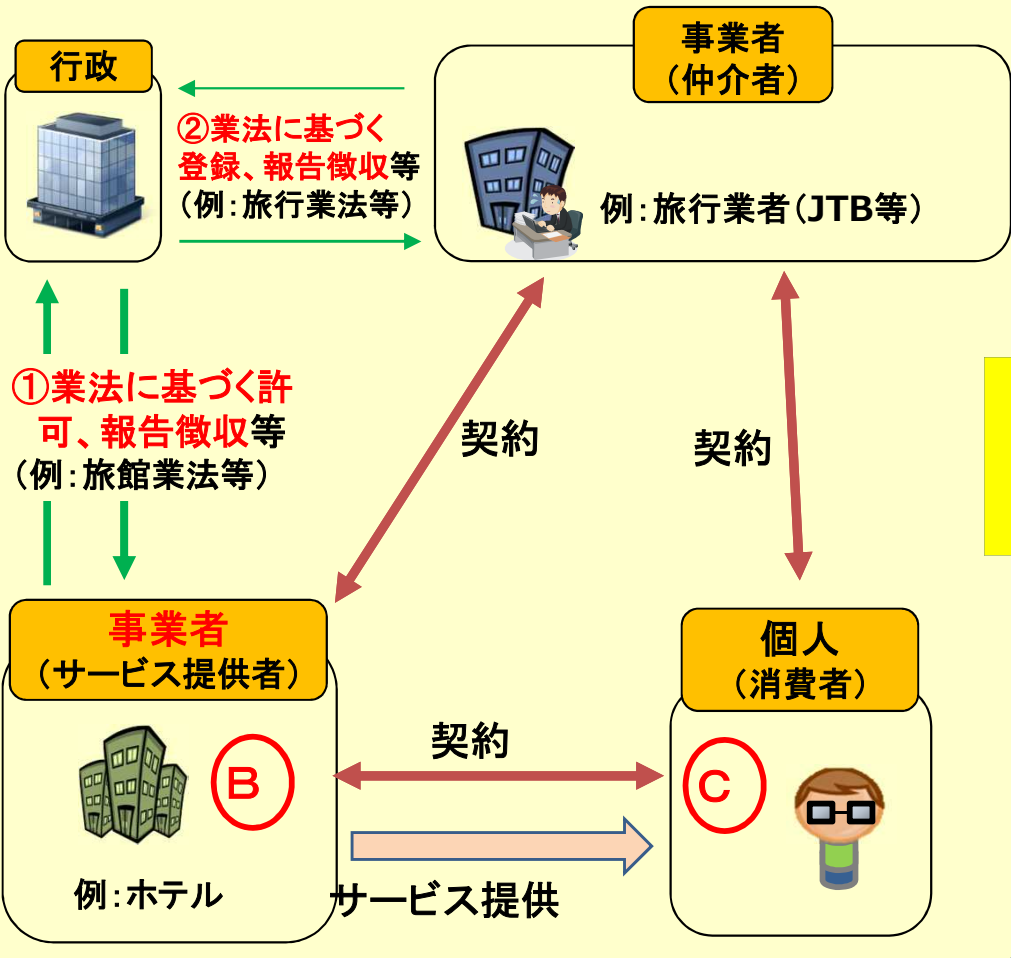
- IT活用による情報流通の円滑化を推進するための計画を策定するに当たって、以下の事項に関する基本的な理念や施策を中心に、官民一体となつて推進することが必要。
 - ・ 行政手続等に係るオンライン利用の推進
 - ・ 民間事業者等の手続に係るオンライン利用の推進
 - ・ 行政機関等が保有する情報のオープンデータ化の推進
 - ・ 新たなサービスの創出・革新・展開のための規制改革の推進
 - ・ 行政機関等の情報システムの標準化と関連業務の見直し
 - ・ IT活用に係るサイバーセキュリティの確保
 - ・ 地理的な制約、年齢等その他の要因に基づくITの利用機会又は活用に係る格差の是正
 - ・ 人材の育成、教育及び学習振興、普及啓発
 - ・ 超高齢社会における、ITを利活用した安全・安心な環境の整備 等

[参考]シェアリングエコノミーについて

- **ITの進展により、不特定多数の個人間によるサービス等の共有ニーズの効率的なマッチングが容易となり、消費者間取引(C to C)の新サービスが急増見込 ※2020年東京大会に向けた宿泊需要など**

- **新たなサービス(シェアリングエコノミー)では不特定多数の個人がサービス提供者となり、個人(消費者)の安全性・利便性の確保の仕組みが不明確**

★ 業法で個人(消費者)の安全性・利便性を確保



① インターネット仲介機能の特性

シェアリングエコノミーサービスが提供するインターネット上のサービス仲介機能については、次のア、イの特性を有する。

ア. 匿名性

シェアリングエコノミーサービスは、ネットワークの匿名性により、顔や声を認識させることなく情報交換が可能であり、身元を隠したり、他人になりすますことが容易。

イ. 情報の広範な伝搬性

シェアリングエコノミーサービスは、広範囲の不特定多数の者に低コストで情報発信することができるというネットワークの特性（広範な伝搬性）により、不特定の一般個人が、短期間に限定してサービスを提供することができるなど、その提供に当たってのハードルが低く、多種多様な者により多種多様な提供が容易。

② インターネット仲介機能の特性に伴う諸課題

①ア、イに掲げた特性から、シェアリングエコノミーサービスは以下の1)～4)の諸課題を惹起。

課題1) サービス提供及び利用状況の実態把握が困難

インターネットを通じて、不特定多数の一般個人によるサービスの提供と利用（C to C）を仲介するものであり、こうした一般個人によるサービス提供及び利用の実態を把握することが困難である。

課題2) 情報の非対称性の発生

実際に会って顔や声を認識することなく、信用できる相手か否かを判断しなければならないため、サービス内容等について情報の非対称性が発生し、不十分な情報や間違った情報に基づいて意思決定を行ってしまい、トラブルとなるリスクが大きい。

課題3) 外部不経済の発生

身元を隠したり他人になりすますことが容易であることから、サービス提供に当たって詐欺や無許可営業等、違法行為をはたらく者や、その利用に当たって犯罪や迷惑行為を行う者等呼び込みやすい。場合によっては、近隣住民等の迷惑被害やテロ、感染症の発生等、外部不経済を発生させ、地域社会の安心・安全を脅かすおそれがある。

課題4) ボーダレスな対応が必要

ネットワークの特性から国境を越えて提供が可能であることから、外国に本拠を置いたシェアリングエコノミーサービス事業者が、日本国内のサービスについて仲介することが可能。外国事業者が行う仲介を巡って問題が生じた場合、事業者が外国にあるため、必要な対応を求めることが、物理的、法的に困難。

③ 諸課題に対応するルール整備に向けた基本的考え方

ア. 諸課題に対応するためのルール整備の対象

諸課題に対応し、消費者保護を図る観点から、サービスの提供と利用をインターネットを通じて仲介するシェアリングエコノミーサービス事業者が、最も多くの情報を集約・整理することができ、サービスの提供と利用の仲介による事業を行う立場にあることも踏まえ、当該事業者が負うべき一定の責務について、法制上の枠組みを整備することが必要。

イ. 対象となるシェアリングエコノミーサービスの範囲

上記ア. の検討に当たっては、様々な分野において、シェアリングエコノミーサービスが登場しつつあることから、新たなサービスの登場を阻害しないことが必要。このため、仲介するサービスの性質が、生命、身体の損害が発生する恐れがあるものであって、社会的な影響が大きいものを仲介するシェアリングエコノミーに限定する等して、規制を適用することが必要。

具体的には

- ・ 現在、業規制（例えば宿泊であれば旅館業法等）が整備されている分野については、法的保護の必要性が高い分野であると考えられることから、業規制が整備されている分野のサービス提供と利用をインターネット仲介する事業者にルールを整備する等の限定が必要。
- ・ その際、生命、身体の損害が発生する恐れがある等、シェアリングエコノミーサービス事業者の適切な関与がなければ、当該事業者への信頼性と安全性に懸念が生じ、その結果、当該事業者の仲介による便益を消費者が受けられなくなる恐れがあるもの等に限定して規制を適用することが必要（今後、サービス実態を見つつ、対象となるサービスを政令で逐次追加できるようにする。）

④ 諸課題に対応するルール整備のあり方

諸課題への対応のため、一定のサービスを仲介するシェアリングエコノミーサービス事業者に対し、必要最小限の仕組みを設けることが必要。

課題1) への対応（サービス提供及び利用状況の実態把握が困難）

行政による適切かつ効率的な実態把握の手法（問題が生じた場合にも適切に対応）として、シェアリングエコノミーサービス事業者に対して、事業の参入に当たっては適切な規制を導入するとともに、シェアリングエコノミーサービス事業者が提供者及び利用者の本人特定事項を確認することを義務付け。

課題2) への対応（情報の非対称性の発生）

利用者がサービス内容とリスクについて理解した上で選択できるよう、例えば、シェアリングエコノミーサービス事業者が、提供されるサービスが業法の許可等を受けて行われているものか等を確認し、その結果やサービス水準等の必要な情報を利用者に提供すること等を義務付け。

課題3) への対応（外部不経済の発生）

外部不経済の内容に応じ、シェアリングエコノミーサービス事業者・提供者・利用者との責任分界点を明確化しつつ、シェアリングエコノミーサービス事業者にも一定程度責任を担ってもらうこととし、例えば、苦情（第三者からのものを含む）への相談窓口の開設や、第三者であっても当該サービスに関する苦情の申立てを行えるような表示（相談窓口の連絡先を記載したシールの配布と玄関への設置依頼）の措置を約款により講ずる等を義務付け。

課題4) への対応（ボーダレスな対応が必要）

海外の事業者への域外適用を導入し、それを実効性あるものとするため、例えば、課題1) の事業の参入に当たっての適切な規制を、国内サービスの提供を仲介する海外事業者にも適用するとともに、事業所の国内設置をその要件とする等、一定の把握のための仕組み等を設ける。

⑤ 諸課題に対応するルール整備のあり方（留意すべき事項）

本検討会での議論においては、シェアリングエコノミーのあり方を検討する契機が「いわゆる民泊のあり方」であることを踏まえ、シェアリングエコノミーサービス事業者へのルール整備に当たっては、サービス提供者に係る業法その他の関係法令との関係を併せて一体的に整理することにも留意すべきとの意見や、サービス提供者に係る業法の規制緩和を同時に行うべきとの意見があったところ。

このため、民泊における政府部内での議論も踏まえつつ、シェアリングエコノミーサービス事業者へのルール整備に当たっては、その要否も含め、以下のようなシェアリングエコノミーサービス事業者としての責務についても検討を行うことが必要。

- 仲介するサービスの提供と利用により、生命、身体又は財産について損害が生じ、その被害者（第三者を含む。）に対し、その損害の賠償を行うべき場合に備えて取るべき措置（提供者、利用者との契約に基づき、これらの者が取るべき措置を含む。）の確保の仕組
 - 仲介する提供者、利用者の相互評価を行う仕組みの適切な提供の仕組
 - 法令等の違反を認知した場合の監督官庁への届出の仕組
- 等

[参考]IT活用を行う新たなサービス（シェアリングエコノミー）の適正な事業運営の確保

<シェアリングエコノミーサービス事業者>



内閣官房 IT総合戦略室(新法にて検討中)

※当面は、民泊の仲介サービスが念頭。
今後、サービス動向を踏まえて他の分野も検討。

- サービス提供者(一般個人)の把握が難しく、テロ・パンデミック対策上の懸念もあることから、ネットを利用するシェアリングエコノミーサービス事業者に対して以下のルール整備を検討
 - ①事業参入に当たっての適切な規制、②本人特定義務・記録保存義務、③旅館業法その他の法令違反を認知した場合の監督官庁への通知義務、④損害補償への措置、⑤報告徴収・是正命令等

<サービス提供者>

一般個人



<サービス利用者>



サービス利用

サービス提供



上記のシェアリングエコノミーサービス事業者へのルール整備を前提に
関係省庁において、関連する業法等について検討